

学校給食費の無償化について

令和3年度より、根室市では各ご家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的に、学校給食費を無償化します。



〔具体的な内容について〕

- ・令和3年度から、保護者の方から学校給食費は徴収いたしません。
- ・食物アレルギー等の関係で、学校給食を食べることができないお子さまがいるご家庭については、食べられなかった分の学校給食費に相当する額を支給いたします。

※令和3年3月までの未納給食費については、引き続き徴収いたします。

〔食物アレルギー等による学校給食費相当額の支給方法〕

- ・学校を通して、該当者の方へ「学校給食費相当額支給申請書」をお渡しします。
- ・詳細については、決定通知の際にお知らせいたします。

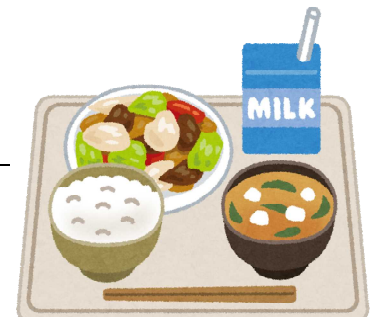


学校給食費相当額支給についてのQ&A

Q1. ウチの子は対象になるの？

A. 以下の項目に該当すると思われるお子さまは対象となる場合があります。
保護者の方は、4月中旬を目処に学校を通じ申請書を提出して下さい。

- ① 食物アレルギーで、お弁当等を持参しているお子さま
- ② 食物アレルギーで、給食が食べられない日があるお子さま
- ③ 食物アレルギーで、牛乳を停止しているお子さま
- ④ 事情により、長期にわたり(1ヵ月以上)学校に行けないため、学校給食を停止しているお子さま



Q2. 支給を希望する場合はどうしたらいいの？

A. 学校から「学校給食費相当額支給申請書」を受け取り、記入していただき、学校へ提出してください。